

新市建設計画の変更計画、次期過疎地域自立促進計画の策定について**(1) 新市建設計画の変更計画**

東日本大震災の影響を考慮して、合併特例債の発行可能な期間を延長する法律が施行された。(平成 24 年 6 月 27 日施行)

合併特例債の対象となる事業は、新市建設計画に基づく事業であることが前提であり、平成 28 年度以降において、事業の財源として合併特例債を活用するためには、平成 17 年 9 月の合併にあたって策定された新市建設計画の期間を延長する必要がある。

このため、新市建設計画の期間の延長を行う変更計画について、議会の議決を経て策定する。

新市建設計画の変更にあたっては、次期総合計画と整合を図りながら策定する。計画期間の延長は、法の最大期限となる平成 37 年度までの 10 年間で予定している。

(2) 次期過疎地域自立促進計画

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が 5 年間延長された。(平成 32 年度まで)

現一関市過疎地域自立促進計画の計画期間は平成 22 年度から平成 27 年度であることから、平成 28 年度以降の過疎対策事業債の発行に必要となる次期過疎地域自立促進計画について、議会の議決を経て策定する。

次期過疎地域自立促進計画の策定にあたっては、次期総合計画と整合を図りながら策定する。

計画期間は、法の期限となる平成 32 年度までの 5 年間で予定している。